



地域安全ニュース

平成31年4月 H31-No.2



ゴールデンウィーク

空き巣に注意!!



平成30年中の京都府内における住宅侵入窃盗（空き巣、忍込み、居空き）の被害認知件数は 422件で、前年比 - 99件と減少しているものの、内訳として56.4%が無締りの状態で被害に遭っており、無締りでの被害率が前年（48.6%）よりも高くなっています。

4～5月は大型連休となるゴールデンウィークがあり、その前後を含めて帰省や旅行などで家を空ける機会が増えるため、空き巣などの侵入窃盗の被害が増加する傾向にあります。

玄関や窓の確実な施錠や被害に遭わないための対策に努めましょう。

【空き巣】

家人等が不在の住宅内に侵入し、金品を窃取するもの。



【忍込み】

夜間家人等の就寝時に住宅内に侵入し、金品を窃取するもの。



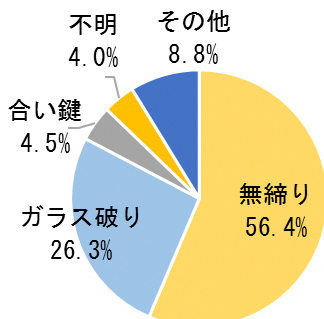
【居空き】

家人等が在宅し、昼寝、食事等をしているときに住宅内に侵入し、金品を窃取するもの。

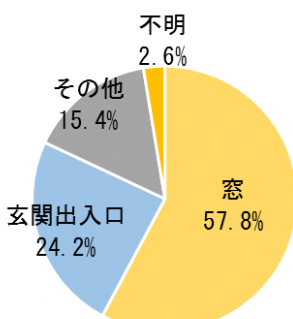


【侵入手段】

【侵入口】



※ 約半数が「無締り」(鍵のかかってない箇所からの侵入)



※ 半数以上が「窓」から侵入



	平成30年中		
	認知件数	前年比	
住宅侵入窃盗	422	▲ 99	▲19.0%
空き巣	307	▲ 67	▲17.9%
忍込み	91	▲ 24	▲20.9%
居空き	24	▲ 8	▲25.0%

～被害に遭わないために～



- 玄関や窓には、必ず鍵をかける！（補助錠を取り付けると防犯効果があります。）
- 置きカギ（郵便受けや植木鉢の下、メーターボックス内などにカギを隠すこと）をしない！
- 防犯カメラやセンサーライトなどの防犯機器を活用する！

京都府警察本部 生活安全企画課 犯罪抑止対策室
075 - 451 - 9111

